

最大300万円見舞金付 耐震プレミアム工事プラン 始めます！

万が一、地震で倒壊しても工事費が戻ってきます

一般社団法人福岡市耐震推進協議会では、2007年9月発足より福岡市と連携して木造住宅の耐震化を進めてまいりました。昨年の熊本地震により、建築年数が経過していない家屋の倒壊も発生しました。そこで、耐震性能を従来の耐震等級1から最高レベルの耐震等級3へレベルアップしたプランを始めます。

従来
プラン

スタンダードプラン／耐震等級1への引き上げ

新設
プラン

プレミアムプラン／耐震等級3への引き上げ(見舞金付)

耐震等級とは

耐震等級1: 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度

耐震等級2: 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度

耐震等級3: 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度

耐震プレミアムプランの見舞金について

重要! 見舞金の対象物件

以下の全てを満たす物件

- ・ 木造軸組み工法により建築された平屋建てまたは2階建ての住居
- ・ 福岡県内に所在する物件
- ・ 福岡市耐震推進協議会の会員企業が耐震化プレミアム工事を行った物件
- ・ 耐震化工事により、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度における「耐震等級3」同等の耐震基準となった物件

重要! 見舞金の対象期間

耐震化工事完了から10年間

重要! 見舞金の対象となる被害

対象物件が、対象期間内に地震および地震による火災・津波により「全壊」または「大規模半壊」と判定された場合

※「全壊」または「大規模半壊」の判定は、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、対象物件が所在する地方自治体が行います。

重要! 見舞金の金額

耐震化工事にかかった代金(消費税込)
ただし、300万円(消費税込)が上限

詳しくは
福岡市耐震推進協議会まで
お問い合わせください

耐震推進協議会



(一社) 福岡市耐震推進協議会 TEL: 092-724-7744

